

【訪問介護利用料金】

令和 8 年 6 月 1 日 現在

1. サービス提供責任者

氏 名 石澤 幸代、黒須 直美

連絡先 0436-96-1117

2. 訪問介護の内容

月～日曜日 0:00～23:59

身体介護・生活支援・身体介護＋生活支援 (介護保険適用)

3. 第 1 号訪問事業(日常生活支援総合事業)の内容

月～日曜日

家事に関する内容について、利用者様のお手伝いをしながら一緒に行ないます。
(介護保険適用)

4. 料金

(1) 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし当該事業が法定代理受領のサービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(2) 法定代理受領のサービスでない指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額に 10 を乗じた額の支払いを受けるものとする。(自費でのご利用の場合)

・身体介護中心型

(負担割合が 1 割の場合の額)

20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上
163 単位/回	244 単位/回	387 単位/回	567 単位/回
			30 分増す毎に＋82 単位

(介護職員等処遇改善加算Ⅱ 26.6%と地域区分上乗せ 7%有)

・生活援助中心型

(負担割合が 1 割の場合の額)

20 分以上 45 分未満	45 分以上
179 単位/回	220 単位/回

(介護職員等処遇改善加算Ⅱ 26.6%と地域区分上乗せ 7%有)

・身体介護に引き続き生活援助を行った場合の加算

(負担割合が 1 割の場合の額)

20 分以上	45 分以上	70 分以上
65 単位/回	130 単位/回	195 単位/回

(介護職員等処遇改善加算Ⅱ 26.6%と地域区分上乗せ 7%有)

(ア)通院等のため乗車又は、降車の介助が中心の場合

1 回 97 単位を加算

(イ)介護支援専門員が必要と認め、緊急に行った場合

1 回 100 単位を加算

(ウ)新規の利用者にサービス提供責任者が同行した場合

初期加算 1 月 200 単位を加算

※基本料金に対して、早朝(午前 6 時～午前 8 時)及び、夜間(午後 6 時～午後 10 時)帯は 25%増し、深夜(午後 10 時～午前 6 時)は、50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て 2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

市原園在宅介護支援センター

(3) 第1号訪問事業(日常生活支援総合事業)

(ア) <週1回程度の利用が必要な場合>

要支援1・要支援2 1ヵ月 1,176単位

(イ) <週2回程度の利用が必要な場合>

要支援1・要支援2 1ヵ月 2,349単位

(ウ) <(イ)を超える利用が必要な場合>

要支援2 1ヵ月 3,727単位

(エ) 新規の利用者にサービス提供責任者が同行した場合 初期加算1月200単位を加算
(介護職員等処遇改善加算Ⅱ 26.6%と地域区分上乗せ7%有)

※ 1ヵ月の定額制です。キャンセルがあっても料金は変わりません。

※ 渓泉荘入所者の方は、所定単位数に90/100又は88/100を乗じた単位数で算定されます。

※ ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなる場合があります。
その場合は一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

5. キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①前日午後6時までにご連絡を頂いた場合	無料
②当日突然のキャンセル(身体介護、生活支援に関わらず)	1,000円

6. 相談、要望、苦情等の窓口

訪問介護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆

電話番号 0436-96-1117 担当部署 市原園在宅介護支援センター

受付時間 月～金曜日 8:00～18:00 サービス提供責任者 石澤・黒須